平成２５年（フ）第２号
北海道岩内郡岩内町字高台81番地の７
債務者　中村米穀株式会社
代表者代表取締役　中村　繁幸
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　彰
４　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午後２時30分
札幌地方裁判所岩内支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０６号
鹿児島県薩摩川内市原田町１番21号　コーポ五月203号、前住所鹿児島県薩摩川内市原田町20番24―１号　コーポ三垣203
債務者　橋口　　亮
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
鹿児島県出水市中央町1429番地　ハイツいずみの城１号館103号、前住所鹿児島県出水市緑町33番７号
債務者　中村　幸二
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地808番地１　五日町団地11号
債務者　山島つや子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
鹿児島県薩摩川内市宮内町８番６号、前住所鹿児島県薩摩川内市天辰町822番地１
債務者　大野　　孝
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
福岡市中央区渡辺通２丁目３―19　ロマネスク天神303号、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市宮内町８番６号
債務者　大野　雅子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
福岡市早良区田隈１丁目13番18―207号、前住所福岡市城南区七隈２丁目７番17号
債務者　工藤奈々絵（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
鹿児島市小野４丁目36番21―３号、前住所鹿児島市宇宿４丁目17番５号　春日コーポ１Ｆ
債務者　上園　花絵（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2573番地
債務者　宮田　明子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
京都市左京区岩倉花園町295番地１　メゾンＨＩＥＩ202号
債務者　吉田　一夫
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
島根県江津市渡津町320番地１
債務者　舟木貴美子
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第８２号
島根県江津市渡津町320番地１
債務者　舟木　定正
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１５６号
広島県呉市宮原11丁目３番10号
債務者　おもちゃ箱こと　尾崎　　玄
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２号
広島県呉市音戸町波多見１丁目12番14号
債務者　大室　里香
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３号
広島県呉市広大新開３丁目７番１号
債務者　平山　勝章
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４号
広島県呉市西愛宕町14番10号
債務者　早川　　徹
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３５１号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野66―18　メゾンフォーユー203、住民票上の住所徳島市応神町古川字鯛ノ浜添20番地の４
債務者　亀田　幸子
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部